

## 常勤の役員の報酬等及び費用に関する規則

(制定 2003年5月23日)  
(最終改正 2017年6月27日)

### (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人財務会計基準機構（以下、「本財団」という。）の定款第39条の規定に基づき支給する場合の常勤の役員の報酬等（以下「役員報酬等」という。）及び費用に関し必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この規則において役員報酬等とは、本財団が常勤の役員に対し、その業務執行の対価として支給するものをいう。

### (役員報酬等の種類)

- 第3条 役員報酬等は、原則として、役員俸給、役員手当及び退職慰労金とする。
- 2 役員俸給の月額、次の各号に掲げる区分により、役位別に定める金額の範囲内で評議員会の決議によって定める額とする。
- 一 常務 750,000円から1,200,000円まで
  - 二 業務執行理事 600,000円から950,000円まで
- 3 役員手当は、年間で役員俸給月額の6か月分とし、その支給時期については年俸制適用の職員に対する賞与の取扱いに準ずるものとする。
- 4 退職慰労金の取扱いは、常勤の役員の退職慰労金規則の定めるところによる。

### (費用)

- 第4条 費用とは、業務執行に伴い発生する交通費、通勤交通費及び旅費(宿泊費を含む)等をいう。
- 2 通勤手当は、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

### (役員報酬等の支給と控除)

- 第5条 役員俸給は、原則として暦月計算とし、職員給与の支給日に支給する。
- 2 役員報酬等から所定の料率により計算した税金・社会保険料等を控除するものとする。
- 3 月の途中で常勤の役員に就任又は常勤の役員を退任したときは、役員俸給は日割計算により支給するものとする。

### (委任規定)

第6条 この規則に定めのない事項については、評議員会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

## 附 則

この規則は、2003年5月23日から施行する。

## 附 則

この改正規則は、2009年11月2日から施行する。

附 則

この改正規則は、2012年11月21日から施行する。

附 則

この規則は、2017年6月27日から施行する。